

税務・会計便り

～住宅ローン減税の控除期間が延長されました～



消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策として
住宅ローン減税の控除期間が3年間延長されます！

10月に予定されている消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に入居した場合を対象に、住宅ローン減税の控除期間を3年間延長（建物購入価格の消費税2%分の範囲で減税）することとされました。

住宅投資は内需の柱であり、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減が生じた場合に経済に与える影響が大きいと考えられます。住宅についても、10月1日以降の購入等について、メリットが出るような対策になります。

- 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間が3年間延長されます。

改正前：10年間 → 改正後：13年間

- 11年目以降の3年間については、各年において

- ①建物購入価格の2/3% ②住宅ローン年末残高の1%
以上のいずれか少ない金額を税額控除します。

3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2%（1年あたり2%÷3）」の範囲で減税を行います。ただし、ローン残高が少ない場合は、これまでどおり住宅ローン年末残高に応じて減税します。

（注1）建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円

（注2）入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、改正前の制度と同じ控除限度額の範囲で個人住民税額から控除



さらに消費税率10%への引上げ時には以下のことが既に決定しています。

- すまい給付金の拡充
対象となる所得階層を拡充、給付額も最大50万円に引上げ
- 贈与税の非課税枠の拡充
非課税枠を最大1,200万円から最大3,000万円に引上げ

マイホーム購入の際には、具体的に条件にあてはめシミュレーションをすることをおすすめします！



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100